

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 3 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 長崎庁舎エレベーター保守点検業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 7 年 4 月 1 日
至) 令和 10 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 長崎県長崎市多以良町 1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

長崎県長崎市多以良町 1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所
電 話 095-860-1613
F A X 095-850-7767

② 郵送による交付

封書に「長崎庁舎エレベーター保守点検業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に270円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付

任意書式に「長崎庁舎エレベーター保守点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年2月20日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表する

ことにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和7年3月6日 14時00分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和7年3月5日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 長崎庁舎エレベーター保守点検業務
2. 業務目的 本業務は、長崎庁舎に設置しているエレベーターの円滑な運転及び安全を確保するため、機器の遠隔監視診断、点検整備及び建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）に定める定期検査を行うことにより、設備の機能維持を図ることを目的とする。
3. 業務場所 長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 長崎庁舎
4. 業務期間 自) 令和 7 年 4 月 1 日
至) 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
5. 業務内容 以下の内容に基づいて実施すること。

(1) 対象設備（三菱電機(株)製）

	1号機	2号機	3号機
用途	乗用	人荷用	乗用
積載荷重（定員）	900kg(13名)	1600kg(24名)	450kg(6名)
速度	60m/分	45 m/分	45 m/分
停止箇所	2	3	2
設置場所	本館本部棟	本館研究棟	測定・標本棟
付加装置	1) MELD 2) EER-P 3) FER 4) AAN	1) MELD 2) EER-P 3) FER 4) AAN	1) MELD 2) EER-P 3) FER 4) AAN

注)表中の付加装置は、下記のとおり。

- 1) MELD：停電時自動着床装置
 - 2) EER-P：地震時管制運転装置
 - 3) FER：火災時管制運転装置
 - 4) AAN：音声合成オートアナウンス装置
- (2) 保守点検（1・2・3号機まで適用）
- ①：専門技術者による年4回の一般保守点検及び年1回の定期点検
 - ②：遠隔監視及び遠隔点検による診断
 - ③：建築基準法に基づく検査

(3) 現場点検

本業務では、エレベーターの点検、調整、注油及び手直し等の保守点検を行い、油脂類、作業工具類、ビス類、ウエス類等の作業に必要となるものの一切は請負者負担とし、その詳細は下記によること。

また、エレベーターが故障した際は、請負者は早急にその故障を修理するものとする。

- ①：点検は専門の知識を持ち、国土交通大臣認定の昇降機検査資格者を有する技術者を現場へ派遣するものとし、点検・調整・注油及び補修作業を行い、その結果を書面により報告する。
 また、上記の作業の範囲は別表－1「点検内容」によること。
 制御機器については、メンテナンスコンピューターによる点検を行うこと。
 なお、昇降機検査資格者の資格者証写しを提出すること。
- ②：エレベーターの点検に要する別表－2「消耗部品」に係る供給と費用は請負者負担とする。
- ③：請負者は、年に1回以上本設備の総合的な機能を確認するため、検査を行うこと。
 また、検査の結果を定期検査報告書として取りまとめ、特定行政庁に報告すること。

(4) 遠隔監視業務の内容（1・2・3号機に適用）

- ①：エレベーター監視業務における監視対象設備及び監視項目は、次のとおりとする。

監視対象設備	監視項目
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこめ故障 ・使用不能故障 ・着床不良 ・戸開閉不良 ・制御盤停電 ・監視装置停電 ・制御機器温度異常 ・かご内乗客との通話応答

- ②：請負者は、遠隔監視装置を設置し、一般電話回線を使用して自動通報を行えるようにすること。なお、一般電話回線は当所と請負者間の専用とし、遠隔監視装置の発信に必要な電話料金は、請負者の負担とする。
- ③：遠隔監視装置により、かご内閉じこめ故障、使用不能故障、運転状況、かご内乗客との通話応答を行うこと。
- ④：異常が発生した場合は、遠隔監視装置により請負者の職員が待機する監視センターへ自動通報を行うこと。
- ⑤：一般電話回線の状態を確認するため、定期的に監視センターへ自動通報を行うこと。
- ⑥：監視センターでは、故障等の異常信号を24時間監視すること。また、異常信号を受信した場合は、出動技術者へ連絡し、速やかに対応し復旧を行うこと。
- ⑦：かご内閉じこめ故障の場合は、かご内乗客からのインターホン呼出に応答すること。
- ⑧：出動技術者は、異常発生に備え24時間待機すること。

(5) 遠隔監視装置の取り扱い（1・2・3号機に適用）

- ①：当所は、請負者の監視サービスに支障を生ずるおそれのある事態が発生した場合、又は遠隔監視装置の故障を発見した場合は、速やかに請負者に連絡するものとする。
- ②：当所は、遠隔監視装置に接続する設備・機器を常に正常に作動するよう維持管理するものとする。

(6) 監視体制

設備監視は、次の体制によって行うものとする。

- ①：遠隔監視装置
 - a. 監視対象設備で発生した監視項目の異常は、遠隔監視装置によって請負者の監視センターへ自動通報すること。
 - b. 遠隔監視装置により、通信回線等の正常な状態を確認するため、定期的に監視センターへ自動通信する方式とすること。

②：監視センター

- a. 監視対象設備で発生した監視項目の異常通報を24時間監視すること。
- b. 異常通信を受信した場合、請負者の出動技術者（以下、「出動技術者」という）へ連絡すること。
- c. エレベーターの閉じこめ故障時の場合、かご内乗客からのインターホン呼出しに応答すること。

(7) 遠隔点検の内容

①：遠隔点検

毎月1回、定期的に遠隔操作にて、次のとおり点検及び診断を行うものとする。

◎遠隔点検（1・2・3号機に適用）

当該設備が常時管理している、下記の点検内容に変調（異常に至る前の前兆）が発生した場合、電話回線を利用し、変調、異常情報の自動通報をおこなう。

点検項目		点検内容
制御関連機器 (機械室)	室内環境	機器温度
	制御盤	接触器・制御機器動作状態
制御関連機器 (機械室)	巻上機	ブレーキ動作状態
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態・ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	照明灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
かご関連機器	停電灯	点灯状態
乗場関連機器	乗場の戸	戸の開閉状態・ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	押ボタン動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転性能		起動状態・加速状態・一定速走行状態・減速状態

②：遠隔診断（1・2・3号機に適用）

毎月1回、エレベーターを自動運転し、次の項目の診断を行う。

診断項目		診断内容
運転機能診断	運転性能診断	異常音・加減速等
	ブレーキ性能診断	静トルク・動トルク
	戸開閉診断	開閉時間・制御スイッチ動作点
	非常用動力バッテリー診断	電圧劣化
	カゴ制御機器機能診断	速度制御・フロア検出・非常停止
	外部連絡装置機能診断	インターホン音圧レベル
	積載質量検出センサー診断	最上階・最下階秤装置出力
管制運転機能診断	地震時管制運転機能診断	擬似信号によって各管制運転機能を強制的に動作させ、管制運転時のエレベーターの動作の良否を判断する。
	火災時管制運転機能診断	
	冠水時管制運転機能診断	

③：遠隔閉じ込め救出（1・3号機に適用）

万が一、閉じ込め故障が発生した際は、かご内インターホンで請負者の監視センター等とかご内乗客とが直接通話し、また、設置したカメラでエレベーター内の状況を確認した上で可能であれば、遠隔操作により乗客を救出する。

(8) 緊急故障時の修理（1・2・3号機に適用）

請負者は、施設担当者からエレベーターが故障したとの連絡を受けるか、若しくは遠隔監視装置からの自動通報を受信後、故障原因を見つけ出すこととし、故障場所を確定してからできるだけ早急に修理を完了させ、定常運転を行うように復旧すること。

(9) 提出書類

- ①：点検報告書
- ②：リモート点検報告書
- ③：定期検査報告書
- ④：昇降機検査資格者の資格者証写し

6. その他 1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

別表－１：点検内容

現場点検及び手入りを次のとおり、行うものとする。

箇所	機器名称
機械室	室内環境・受電盤・制御盤・巻上機/巻上電動機・そらせ車・調速機・その他
かご回り	かご上・かご戸回り・かご上ステーション・インダクタ着床リレー・非常止め装置・ガイドシュー・給油器・救出口・はかり装置・その他機器
昇降路	昇降路・リミットスイッチ/位置スイッチ・配管/配線/継ぎ箱・ガイドレール・つり合いおもり・ロープ・着床スイッチプレート・移動ケーブル・乗場戸回り・その他機器
ピット	ピット・緩衝器・張り車・つり合い車
かご室乗場	かご・意匠/照明・かご内操作盤・乗場インジケータ/乗場押ボタン・外部連絡装置・その他
付加装置	地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置 機械警備時フロアカット化運転装置

別表－２：消耗部品

業務に必要な消耗部品

消耗部品
可動/固定コンタクト・ヒューズ・V型抵抗管 ^{※1} ・ベルト・灯芯・ドアシュー(戸の脚) ・照明用ランプ/グローランプ・インジケータ用ランプ・操作盤/乗場押ボタン用ランプ ・停電灯用ランプ・点検用オイル/グリス類 ^{※2} ・ウエス/サンドペーパー・ビス/ナット/ ワッシャー ※1 リボン型抵抗管は含まない。 ※2 巻上機ギアオイルは含まない。

海
岸壁
道路

出入口

主出入口

緑地帯

エレベーター
設置場所

陽光丸資材庫

海洋・漁業調査資材庫

油等
保管庫

大会議室

エントランスホール

本館
研究棟

本館
本部棟

駐車場

測定・標本棟

主機械室

オッターボード・網置場

飼育実験棟

屋外飼育施設

排水処理
施設

受海水
タンク

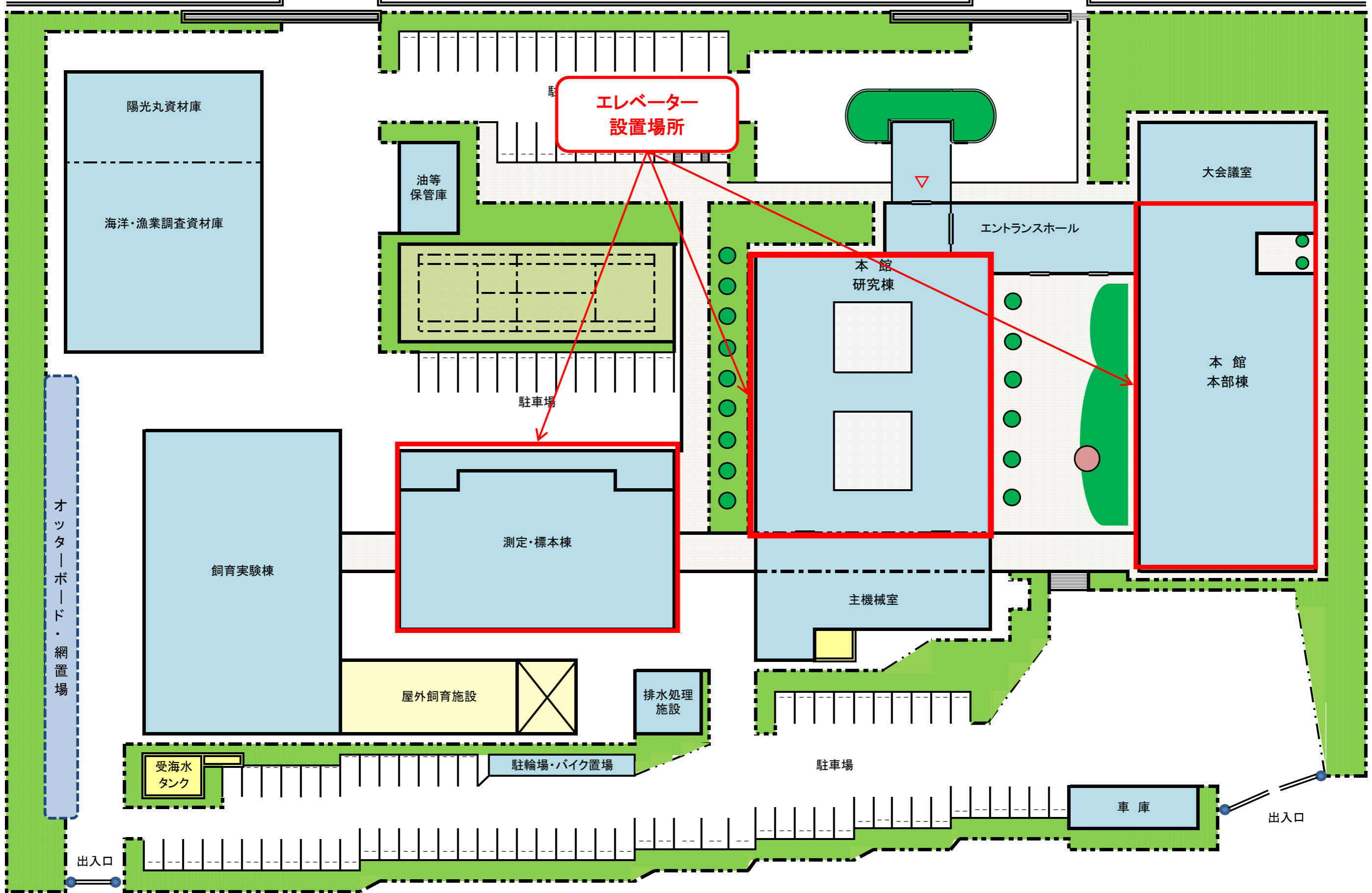
駐輪場・バイク置場

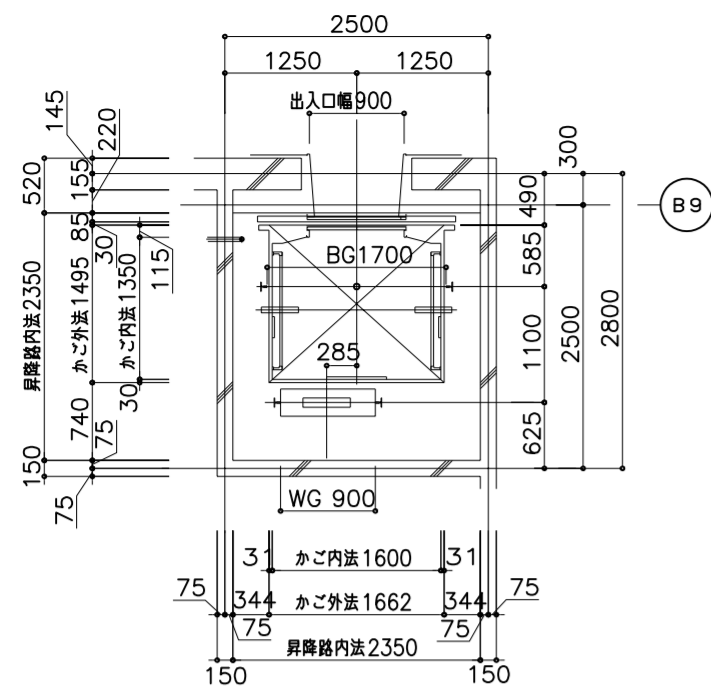
駐車場

車庫

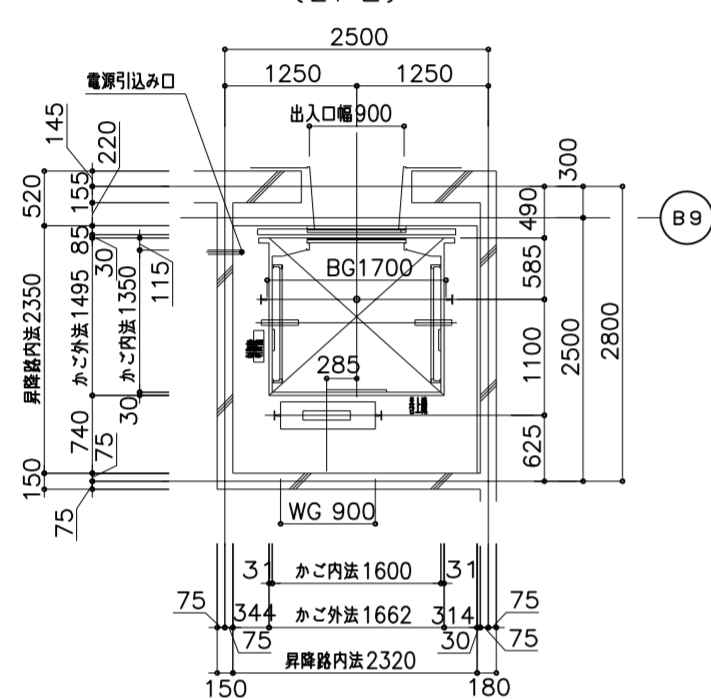
出入口

出入口

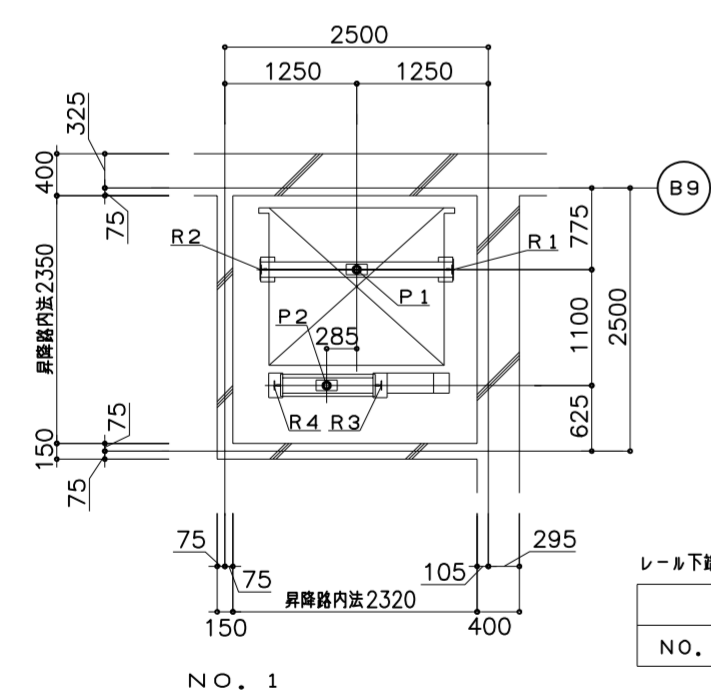




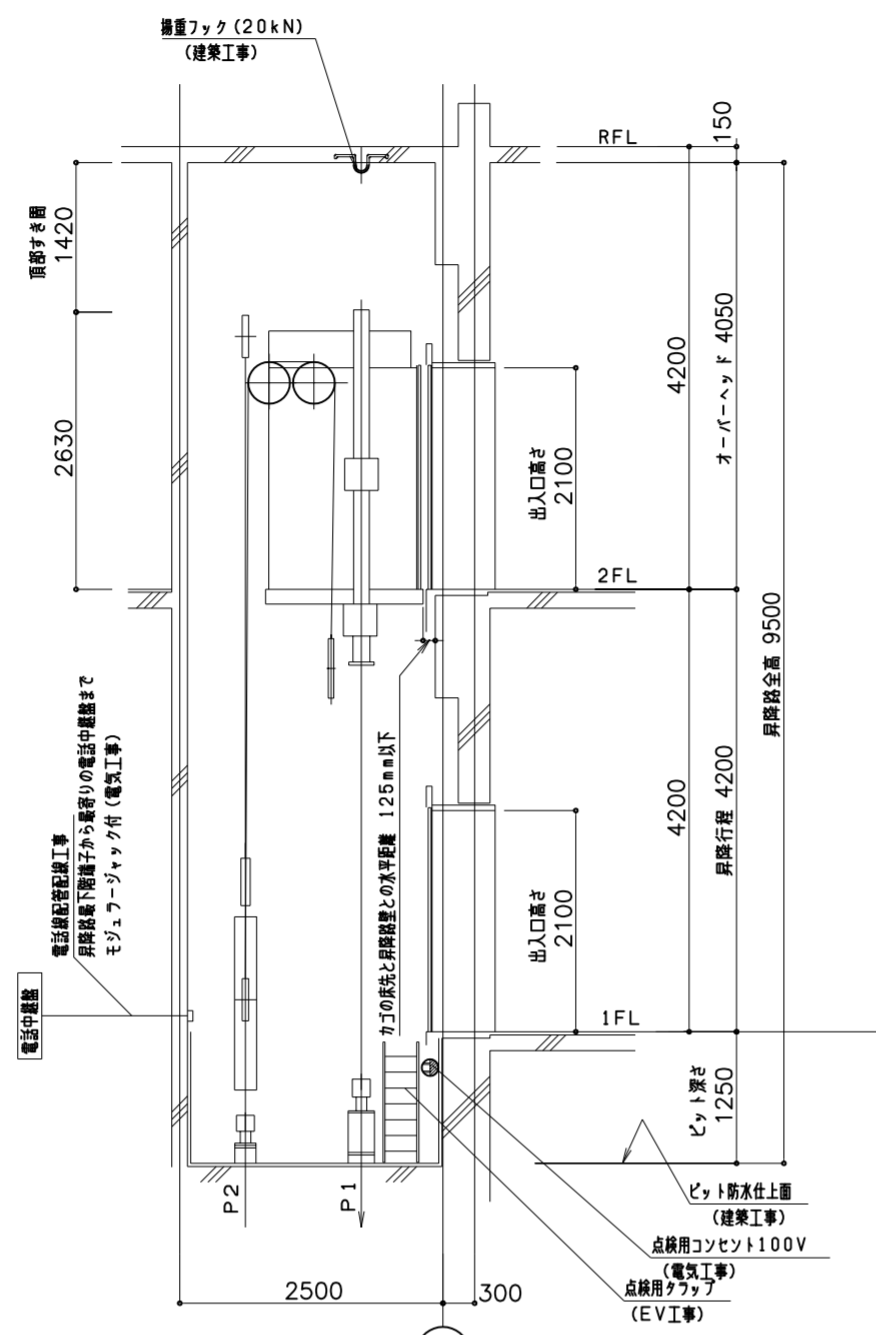
NO. 1
昇降路平面図 S=1/50



NO. 1
昇降路平面図 S=1/50



NO. 1
ピット平面図 S=1/50



NO. 1
昇降路断面図 S=1/50

観音器番号	P1 (kN)	P2 (kN)
NO. 1	105.2	83.8

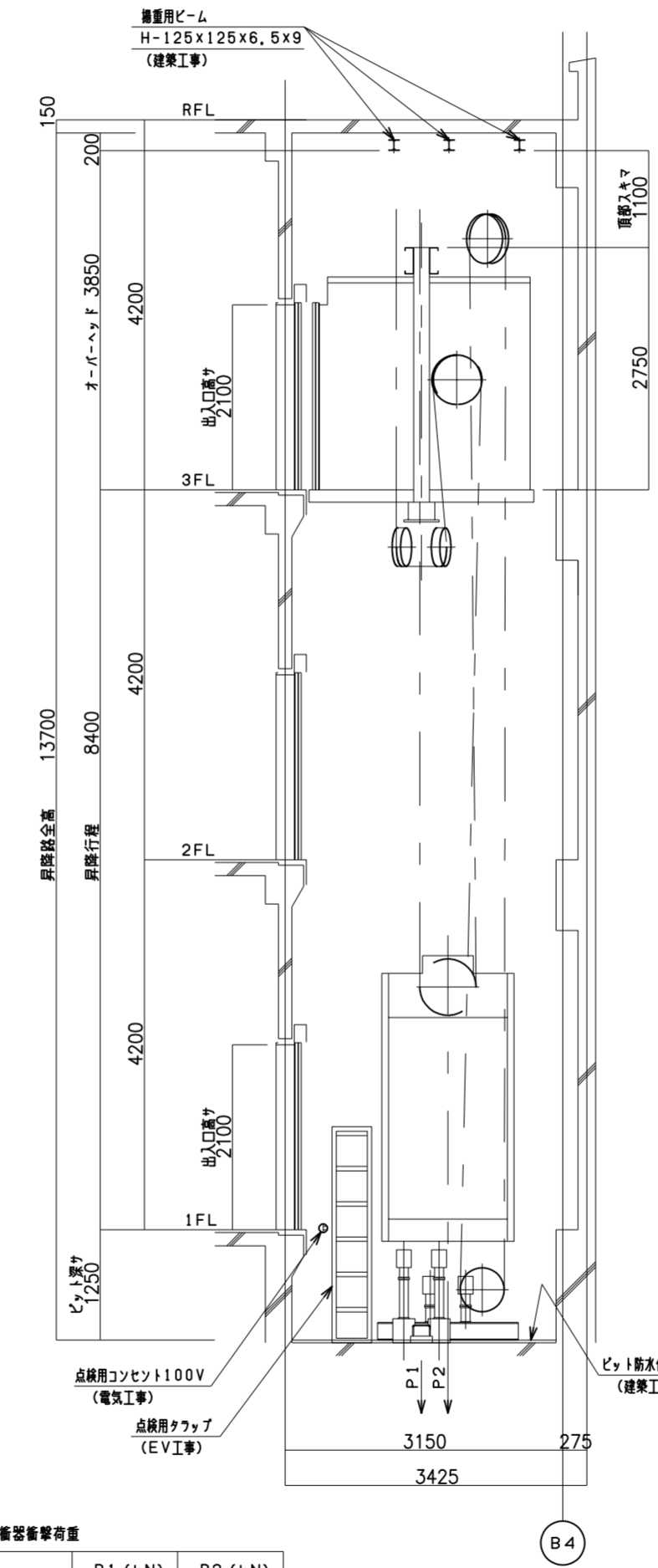
レール下端部荷重	R1 (kN)	R2 (kN)	R3 (kN)	R4 (kN)
NO. 1	27.2	26.0	48.1	19.6

号機名	設備容量	電源側NF容量	電線サイズ
NO. 1	5kVA	50AT	5.3mまで 8mm ² 9.0mまで 14mm ²

地下階床付近から引き出すとき
電源引き込み口(地下停止階)
動力用AC-3φ-200V-60Hz
照明用AC-1φ-100V-60Hz
D種接地工事
電源引出し長さ 2500mm
(電気工事)

地下階天井付近から引き出すとき
電源引き込み口(地下停止階)
動力用AC-3φ-200V-60Hz
照明用AC-1φ-100V-60Hz
D種接地工事
電源引出し長さ CH+2500mm
(電気工事)

図面は塗布防水仕上の有効寸法です。
モルタル防水仕上の場合は仕上厚を考慮して下さい。



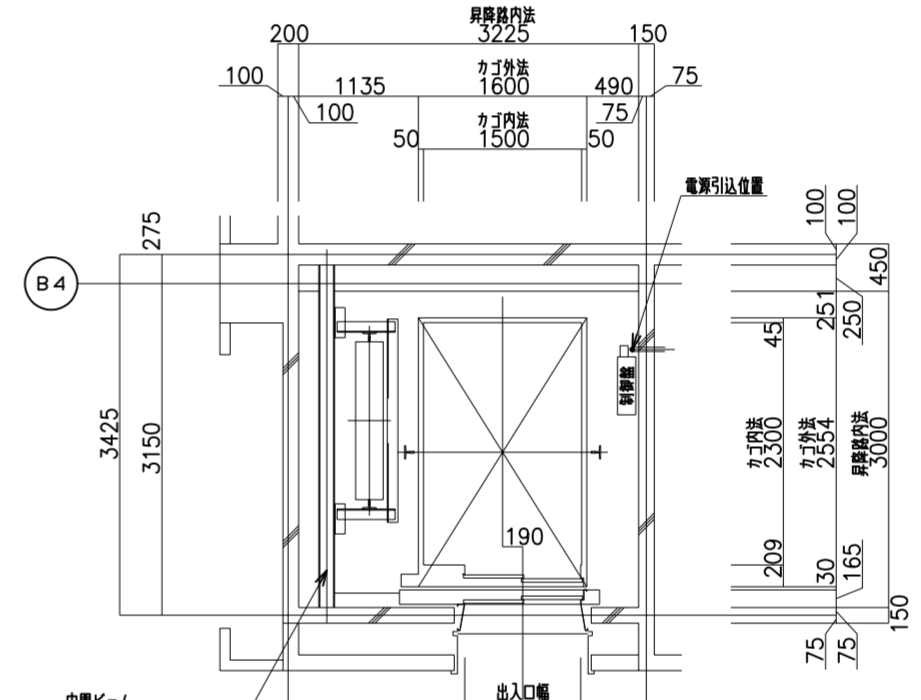
NO. 2
昇降路断面図 S=1/50

観音器番号	P1 (kN)	P2 (kN)
NO. 2	158.5	129.9

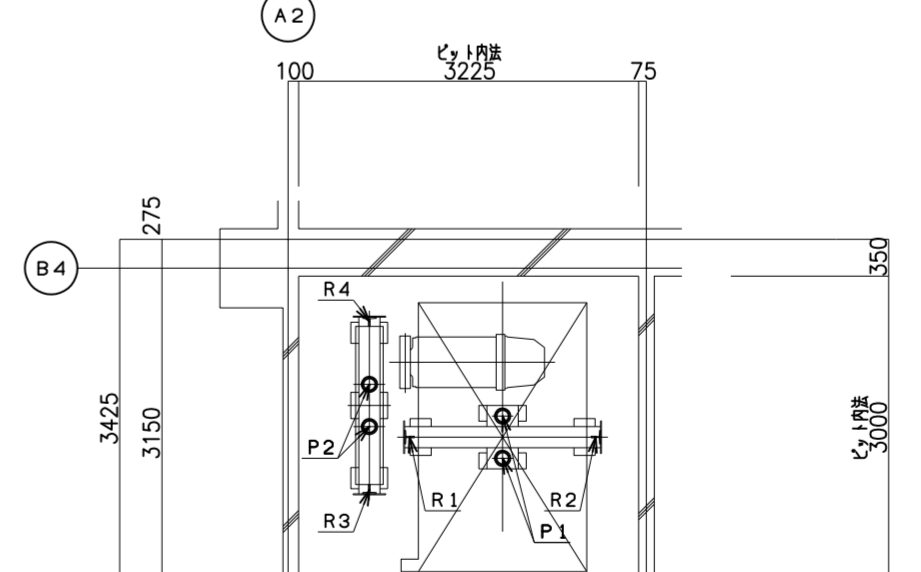
- 除外工事事項
- 建築工事関係
1. 昇降路の築造工事及び各階出入口、インツーカー、昇ボタン等の穴明け工事
2. 設備機器のフッシャー、立柱及び中間ビーム(必要の場合)の設置工事
3. 設備機器の三方弁、昇ボタン、インツーカー等の取付用鋼材設置工事
4. 設備機器取付後の出入口廻りの埋め及び養生工事
5. 各階乗降出入口枠周囲のモルタル詰め工事
6. ビット防水工事
7. ビット防水使用の場合の建築防水工事
8. 乗降部に雨水が浸入するおそれがある場合、ひさし、床勾配及び排水設置工事
9. その他建築に関する工事
 - 設備工事関係
1. 動力用電源(接地線を含む)の昇降路下階制御盤迄の引き込み工事
2. 照明用電源の昇降路下階制御盤迄の引き込み工事
3. 昇降路より外部のインターホン用配管配線工事
4. ビット内点検用コンソント設置工事
5. 昇降路内部の整理等工事(外部より点検可能なこと)

- 注意事項
- エレベーター送風監視用配管配線工事(電気工事)
昇降路下階階子から階層内の電話中継室まで電話線の配管及び配線をお願いたします
 - インターホン取付位置より昇降路までの配管配線工事(0.9φ×10本)(電気工事)
 - 昇降路の温度は40℃以下に保つようお願いいたします

エレベーター仕様要項		
号機名	NO. 1号機	NO. 2号機
用途・形式	乗用	人 専用
制御方式	可変電圧・可変周波数制御方式	可変電圧・可変周波数制御方式
操作方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式
積載量	900 kg・定員 13名	1600 kg・定員 24名
速度	60 m/min	45 m/min
停止箇所	1~2階 計2停止	1~3階 計3停止
動力用電源	AC-3φ200V60Hz	AC-3φ200V60Hz
照明用電源	AC-1φ100V60Hz	AC-1φ100V60Hz
巻上電動機	5.6 kW	7.4 kW
かご内法	開口 1600 mm × 奥行 1350 mm	開口 1500 mm × 奥行 2300 mm
出入口幅	900 mm × 高さ 2100 mm	幅 1100 mm × 高さ 2100 mm
戸形式	電動式二枚戸中央開き式	電動式二枚戸開き式
かご室壁	化粧鋼板	鋼板塗装仕上
かご室扉	化粧鋼板	鋼板塗装仕上
かご室天井	ガラススタイプ	ステンダフタイプ
扉形状	無	無
三方弁	全階:大弁 ステンレスヘーフィン仕上	全階:大弁 ステンレスヘーフィン仕上
扉戸	全階:ステンレスヘーフィン仕上	全階:鋼板塗装仕上
乗車	無	無
特記事項	安全カバー(マグネット式) 床マット P置センサ付地盤時管制板 火災時管制板 停電時自動巻戻装置 非常放送用スピーカー 車椅子仕様 かご内車椅子用ステンレス製(H=300mm)	安全カバー(マグネット式) 床マット P置センサ付地盤時管制板 火災時管制板 停電時自動巻戻装置 非常放送用スピーカー 車椅子仕様 かご内車椅子用ステンレス製(H=300mm)



NO. 2
昇降路平面図 S=1/50



NO. 2
ピット平面図 S=1/50

動力用電源設備 (1台当り)			
号機名	設備容量	電源側NF容量	電線サイズ
No. 2	7kVA	60AT	5.8mマテ 1.4m ² 8.8mマテ 2.2m ²

地下階床付近引出
電源引き込み位置(地下停止階)
動力用AC-3φ-200V-60Hz
照明用AC-1φ-100V-60Hz
D種接地工事
電源引出し長さ 1500mm
(電気工事)

地下階天井付近引出
電源引き込み位置(地下停止階)
動力用AC-3φ-200V-60Hz
照明用AC-1φ-100V-60Hz
D種接地工事
電源引出し長さ CH+1500mm
(電気工事)

レール下端部荷重	R1 (kN)	R2 (kN)	R3 (kN)	R4 (kN)
NO. 2	26.8	49.0	43.5	75.6

